

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
1	ともにいきる	・交通バリアフリーの徹底が必要。 ・路線バスの減少が問題。特に湖西地域等。	・相乗りタクシーを増やす。障害者の利用しやすい駐車場を作る。	滋賀県視覚障害者福祉協会
2	ともにいきる	・意思疎通支援の代筆・代読サービスの充実。利用したい時にタイムラグなくサービスが受けられるように。	・意思疎通支援員の増員。	滋賀県視覚障害者福祉協会
3	ともにいきる	社会的現状を考えると、既に多死社会は始まっており、団塊の世代800万人は全て後期高齢者です。言葉で言っても良くは見えてきませんが、直接現状をお聞きしたり、目撃したりするとよく分かります。一つはがん治療で、病院へ通う高齢男性は、病院へ行くのに足がなく、大変苦労されているという現状を訴えています。また有る時、国道の交差点で信号が青なのに横断歩道を渡ろうとしない高齢男性を目撃しました。信号が変わって赤になり、また青になったときに、横断歩道を渡り始めました。見てみると歩くスピードがかなり遅いことが分かりました。ご自分で足が遅いので青信号をフルに活用しないと渡りきれないことを理解していたものと思いました。 若者であれば走ることも出来るのでさっさと渡りきれれると思います。こういった現実をどのように捉えるのか、と言った事が重要になろうかと思っています。また障害者のことを考えると、共生のためには、お互いにどんな障害者がいてその障害者は何に困っているのか、お互いに分かる必要があると思います。	実態を分析して現状はどうなっているか踏まえて何をすれば良いか、考えると非常に多い後期高齢者が病院や買い物に行くのにあまり苦労をしないように、と思うとやはりバスなどの充実ではないかと思います。基本的には住宅地からスーパーまで、あるいは病院まで頻繁に、暑いところ、雨が降ってても、寒くても老人が対応できる程度に頻繁にバスが来ると言った状況にならないと老人は置いてけぼりになりそうです。 障害者団体が集まり、どんな障害者で何が困るのか、どうして欲しいのか発表し合える場を作って時間も掛かってでも知り合う事が大切だと思います。 また就労支援についても、経営者に障害者の特性を知ってもらう必要があり、障害者の特徴・特性を知ってもらう場を作って事業者からもどのように考えているか発表してもらうような場を作って継続的に進めて行く必要があります。	日本オストミー協会滋賀県支部
4	ともにいきる	・県民に対する条例の啓発の強化が課題 ・共生社会サポーターステッカーの活用については民間事業者へ障害特性の理解を深めていかななくては、今以上の啓発には繋がらないのではないかと。	・障害特性の理解促進には、現在当会が実施している知的・発達障害の疑似体験を小学生頃から体験して頂けるように、もっと幅を広げての実施取り組みを推奨していただきたい。	滋賀県手をつなぐ育成会
5	ともにいきる	・民法（成年後見制度）の改正に伴い、これまでの利用促進活動に加え、まずは相談窓口の相談員から研修等に参加し制度を理解していかなくては、これからの権利擁護の推進は進まないのではないかと。	・本格的に制度が始まる前に制度の理解促進のための研修会や特に市町での担い手育成を強化するように取り組んで頂きたい。 ・「中核機関」「地域連携ネットワーク」を中心とした地域における権利擁護体制の構築を促進する。	滋賀県手をつなぐ育成会
6	ともにいきる	・啓発活動は道半ばであり、引き続き重点施策として取り組む必要がある。	・特に属性による分断が深まっているように感じられる社会の中で滋賀県は共生社会という理想を目指していることを明確に打ち出すべきと考える。	滋賀県手をつなぐ育成会
7	ともにいきる	（1）差別をなくし権利が守られるために ①障害者差別の解消と障害者理解の促進 ・合理的配慮が民間事業者にも義務付けられましたが、必要な配慮を受け入れない業者もあります。 ・例えば、障害者を理由にアパート入居拒否された件。ホテルの浴室に入れない車いすの利用者に対して、介助もしないホテル関係者の実態。 ・飲食店に車いす利用者が入店拒否された件等、実際にありました。	・県、市、町の行政が、民間事業者は何回も研修会を開催すること、チラシ配布を行うことは重要なことだとは思いますが、あまり効果がない場合は官報で「イエローカードになりますよ！」位の広報を出すべきだと考えます。 ・当該事業者と判断できない程度の官報。	身体障害者福祉協会
8	ともにいきる	（3）情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために ・県内各市町には手話通訳者が常駐していますが、公共の大型会場等には手話通訳出来る人がおられません。小中学校の教科に「手話言語」の指導時間を取り入れてほしい。また、手話通訳及び視覚障害者のためのガイドヘルパーが不足しています。人数を増やしてほしい。特に、障害者が就労問題のためハローワークに行っても、手話通訳者がおられないので就労活動は大切です。 ・現在週一回、1時間ぐらい短く、相談ができていない現状です。		身体障害者福祉協会
9	ともにいきる	（4）誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために ①公共施設等のユニバーサル化・バリアフリー化 ・車いすスペースの駐車区画に、一般ドライバーの車が平気で駐車していることがあります。車いす利用の人は大変困っています。優先的にかつ安全に駐車できるよう不法駐車厳禁の案内板の設置。 公園等でのイベント開催時はトイレが不足しています。特にバリアフリースイートイレ・多目的トイレは少ないです。 ②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ・駅や商業施設・ビル等のエスカレーターを利用した時、上肢の片方に障害があり、エスカレーターの片側の手すりにしかつかまれない方もおられます。急いでいる人用に片側空けるのがマナーだと勘違いした人に怒鳴られるようなことがあります。エスカレーターでの歩行、片側空けの禁止の徹底を呼びかけてください。		身体障害者福祉協会
10	ともにいきる	・共生社会に向けて社会が動いていることは理解していますが、多様性を認めていただける流れを感じられるような施策の方向性を示していただきたいです。	・障害理解や心のバリアフリーのより一層の推進の取り組みが「障害の社会モデル」の考え方の周知、啓発につながるよう、特に外見からは分かりにくい障害に対して合理的配慮の展開とともに社会への理解の浸透となる発信の継続をお願いしたい。	滋賀県自閉症協会

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
11	11	ともにいきる P25-27 1．障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく取組や、「障害の社会モデル」の普及啓発を推進する方向性については評価します。しかし、車いす利用者の立場から見ると、依然として外出先での入店拒否、公共施設や店舗の段差、利用しづらい車いす駐車場やトイレなど、日常生活の中には多くの「見えない差別」や環境による制約が残っています。差別の解消は啓発だけでは十分ではありません。	・合理的配慮が社会の当たり前となるよう、事業者や自治体職員に対する実践的な研修を継続的に実施するとともに、相談を受けた事案については改善状況を検証し、再発防止につなげる仕組みを充実させることを要望します。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
12	12	ともにいきる 2．アドボケート制度や相談体制についても、制度の存在を知らない障害者が少なくありません。	・制度の周知をさらに進めるとともに、相談から解決までの流れや改善事例を積極的に公表し、「相談すれば解決につながる」という安心感を持てる体制づくりを求めます。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
13	13	ともにいきる 3．「障害理解」の推進に街角・ショッピングモール啓発を実施しても手応え、効果を実感できません。費用対効果としていかなるものでしょう。	・障害のある人を支援の対象として捉えるのではなく、障害当事者が講師や企画者として主体的に参画する啓発活動を推進していただきたいと考えます。車いす利用者が実際に経験している生活上の課題や合理的配慮の必要性を直接伝えることが、真の障害理解につながります。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
14	14	ともにいきる 4．糸賀一雄思想の普及や啓発、その理念を学ぶ事も大切ですが、実践につなげていく事が重要です。	・「この子らを世の光に」という理念を現在のまちづくりや交通、観光、防災、教育など具体的な施策へ反映することが重要です。理念を実践につなげる取組を一層推進することを要望します。障害者差別のない共生社会づくりを実現するためには、「私たちのことを、私たち抜きで決めない（Nothing About Us Without Us）」の考え方を基本とし、各種施策の企画、実施、評価のすべての段階に障害当事者が参画できる仕組みを制度として確立することを強く要望します	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
15	15	ともにいきる 5．合理的配慮が曖昧過ぎる。 現在の記載は「合理的配慮の提供を促進します」という表現に留まっており、何をもって合理的配慮とするのか、誰がどのように実践するのが曖昧です。	・「合理的配慮の提供を促進する」とありますが、その内容が抽象的であり、事業者や県民が具体的にどのような対応を行えばよいのか分かりにくいと感じます。車いす利用者にとって合理的配慮とは、段差解消のための簡易スロープの設置、車いすで通行できる動線の確保、利用しやすい駐車場の確保、施設利用時のスタッフによる適切な介助、イベント会場での観覧スペースの確保など、日常生活に直結する具体的な対応を示す。 ・「合理的配慮」の考え方だけを周知するのではなく、障害種別ごとの具体的な事例集やガイドラインを作成・普及し、事業者や自治体職員が実践できる内容を明確に示すことを要望します。また、その内容については障害当事者の意見を反映し、実際に役立つものとする事が重要です。合理的配慮の研修回数を成果とするのではなく、「障害者が実際に利用できるようになった事例」や「差別的取扱いが改善された事例」を成果指標として示すべきです。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
16	16	ともにいきる P33～P35 1．交通機関や道路、公共施設等のバリアフリー化を推進する方向性については評価します。しかし、車いす利用者の日常生活では、小さな段差や急勾配、狭い通路など、依然として移動を妨げる環境が多く残っています。	・整備率だけでなく、「実際に利用できるか」という当事者目線での評価を取り入れることを求めます。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
17	17	ともにいきる 2．「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」は長年にわたり大きな見直しが行われておらず、現在の社会状況や障害者権利条約、改正障害者差別解消法の理念を十分に反映しているとは言えません。 東京都や大阪府では、福祉のまちづくり条例を社会情勢やバリアフリーに関する国の制度改正に合わせて見直し、建築物や公共空間の整備基準の充実を図っています。	・先進自治体の取組を参考にしながら、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を抜本的に見直し、障害当事者が参画する形で、実効性のある条例へ改正することを強く要望します。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
18	18	ともにいきる 3．駅や公共施設だけでなく、駅から目的地までの歩道や交差点を含めた連続したバリアフリー化を推進し、「誰もが安心して移動できる滋賀」の実現を目指していただきたいと考えます。公共交通の不足が社会参加を妨げていることから、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーなどの福祉交通の充実も重要です。	・障害当事者による検証を取り入れた評価と改修工事の計画的実施。 ・ノンステップバス導入に対する県独自の補助制度を創設・拡充を求めます。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
19	19	ともにいきる 4．県内では無人駅が増加していますが、車いす利用者にとっては、無人駅は「利用できる駅」ではなく「利用を諦めざるを得ない駅」になっているケースがあります。 事前連絡が必要であったり、介助者の手配ができないため希望する時間の列車に乗車できないなど、健常者にはない大きな制約があります。また、事故や災害など緊急時の対応にも不安があります。	・無人駅のバリアフリー対策を優先的に進める。有人駅はマンパワーで対応できる。 ・県は鉄道事業者任せにするのではなく、市町や鉄道事業者との連携を主導し、無人駅におけるバリアフリー対策と合理的配慮の充実に積極的に取り組むことを求めます。	NP0法人滋賀県脊髄損傷者協会
20	20	ともにいきる ・盲ろう者は、日常的に情報の取得が困難。特に外出時は情報取得ができない。聴覚障害者は手話、文字、テレビの字幕等、視覚障害者は音声等、健常者はスマホなどで、外出時であっても情報を取ることができる。	・盲ろう者が外出時に使用できる機器の開発研究を進めて欲しい。	NPO法人しが盲ろう者友の会
21	21	ともにいきる ・盲ろう者は、障害が重複しているため、障害の特徴が正しく判断されにくい。	・県庁職員や、自治体職員が「盲ろうについて」学ぶ機会を作る。	NPO法人しが盲ろう者友の会
22	22	ともにいきる ・（工）障害の理解の促進　意思疎通支援が必要な人の数などを把握し～中略～調査していく。と書かれているが、結果がわからない。		NPO法人しが盲ろう者友の会
23	23	ともにいきる ・しが盲ろう者友の会の盲ろう者は男性が多いが、通訳・介助者の大半が女性である。同性介助の原則が守れない。	・盲ろう者向け通訳・介助者養成を継続し、コミュニケーション、意思疎通の取れる通訳・介助者や支援者を増やす。 ・男性の通訳・介助者を増やす。	NPO法人しが盲ろう者友の会
24	24	ともにいきる ・琵琶湖博物館に行ったときに、展示物に点訳がなかった。改善されたのか知りたい		NPO法人しが盲ろう者友の会
25	25	ともにいきる ・盲ろう者の自立と社会参加の促進をするためには意思疎通の支援の必要だが、現在は居住地によって格差が生じている。	・市間での格差が生じない方法を考える。	NPO法人しが盲ろう者友の会
26	26	ともにいきる ・「1か月22時間」の壁で、自由に生活が出来ない。	・制度の見直し	NPO法人しが盲ろう者友の会

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
7	27	ともにいきる		NPO法人しが盲ろう者友の会
8	28	ともにいきる		滋賀県ことばを育てる親の会
9	29	ともにいきる		滋賀県身体障害者福祉協会
0	30	ともにいきる		滋賀県身体障害者福祉協会
1	31	ともにいきる		滋賀県身体障害者福祉協会
2	32	ともにいきる		滋賀LD等発達障害親の会トムソーヤ
3	33	ともにいきる		滋賀LD等発達障害親の会トムソーヤ
4	34	ともにいきる		滋賀LD等発達障害親の会トムソーヤ

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
1	ともに暮らす	・災害時の避難所では、周囲の人の理解と支援が必要。 ・一時避難所から二次避難所（福祉避難所）へ速やかに移れるように。 ・避難所では障害者の特性に応じたスペースの確保が必要。視覚障害者には情報を口頭でも発信してほしい。	・各障害の特性を担当者が理解する。 ・日常生活から障害者の見守りが必要。	滋賀県視覚障害者福祉協会
2	ともに暮らす	・グループホームの整備促進について、数の上では目標値をクリア出来ていても重度の方や強度行動障害の方の受け入れが進んでいない現状がある。 ・また、ホームの利益優先により質の問題が生じている。手のかからない重度障害者は受け入れてもらえても、支援困難の重度障害者は、受け入れてもらえない現状がある。	・大阪市の福祉関連会社「絆ホールディングス」が障害者就労支援の加算を不当に受け取った事案がありましたが、県内でもこのような事態を未然に防ぐため指導監督やチェック機能の体制強化を図る必要がある。 ・国庫補助予算に限られる中、県独自予算によるグループホームの整備に積極的に取り組む。	滋賀県手をつなぐ育成会
3	ともに暮らす	・利用者のサービス選択の情報として、自己評価の結果が十分に活用されていない。また、自立支援協議会での評価にも活用されていない。	・県HPへの公表を原則とし、活用に関する啓発に取り組む。	滋賀県手をつなぐ育成会
4	ともに暮らす	・福祉避難所については、国のガイドラインに沿った直接避難や受入対象者の公示が進んでいない。	・重点施策として取り組む必要がある。 ・民間の施設や福祉事業所などを活用し、要配慮者それぞれのニーズに合った安心して過ごせる福祉避難所の確保に努めていただきたい。	滋賀県手をつなぐ育成会
5	ともに暮らす	・東日本大震災で亡くなられた方の約70％は障害者と高齢者であると言われております。避難行動要支援者に対し、災害時における安否確認体制をとることは重要ですが、日常より要配慮者の確認、また、避難計画の策定・訓練等には必ず避難行動要支援者が参加し、実施計画を立てることも大切です。 また、大災害が起これば、各自治体の公助には限界があるため、近隣住民による共助の体制を整えておくことが重要です。	・災害発生時には、一時避難所に行きますが、障害者には障害の程度に応じた配慮が必要であるため、それぞれの障害者対応も計画の中に入れ、実行できる体制を組んで頂きたい。 （例）ベッド対応の障害者、洋式トイレしか使えない障害者のためのマンホールトイレ（テントと共に） ・視覚障害者にはガイドヘルパーが付くようお願いしたいです。	身体障害者福祉協会
6	ともに暮らす	・地域で当事者や当事者家族は暮らしていますが、まだまだ当事者の存在が不在であると感じてしまうぐらい地域住民の皆さんに「知ってもらっている」という実感がありません。家族も当事者も地域で「邪魔者ではなく安心して暮らしていいと思えない現状です」。 ・当事者を支える家族（とりわけ母親）への過大な負担が依然生じていると認識しています。	・当事者や当事者家族にとって、一番身近な自治会レベルで障害に対して偏見や無理解がなくなるような取り組みに落とし込める施策展開が必要であると思います。 ・保護者（とりわけ母親）を主とした家族支援を実効性ある対応のできる支援体制の充実を進めていただきたい。 ・成年後見制度の変更に伴い、地域で本人を支える仕組みの構築が不可欠です。そのための仕組みづくりと人材育成をお願いします。	滋賀県自閉症協会
7	ともに暮らす	(P46～47) ・支援の具体的な内容	・様々な支援とその件数等の記載はあるが、具体的な事例等で一般の方が何に注意すればいいかわかるとよい。	滋賀県ことばを育てる親の会
8	ともに暮らす	・国及び地方自治体の財政危機、建設費高騰の中、老朽化した施設の建て替え、定員オーバーとなった施設の新設（〈実例〉守山の蛸の里）。 ・結局、ここ数年間のことでなく30年間の積立不足が原因。 ・同じことがこれから他の県内の障がい者施設及び老人介護施設で続出することが予想されます。	・全てのことを滋賀県だけで一朝一夕に解決することは不可能なので関係者が如何なる備えをすればいいのかの基礎資料を提供する。 ・中長期の国及び地方自治体の財政見通しを示す。 ・県内の障がい者施設及び老人介護施設の建設年一覧の公開。	長浜市手をつなぐ育成会
9	ともに暮らす	・滋賀県内を震源とする死者が出た地震は姉川地震（1909年）以来117年間起きていません。過去、南海トラフ地震が発生する2～30年前から内陸型の直下型地震が発生しているという記録もあります。また、温暖化による線状降水帯はいづ県内でも発生しておかしくない状況です。	・千年単位で見れば、そもそも地震が発生するたびに地盤沈下して巨大な琵琶湖が出来上がるほど滋賀県は地震頻発地域であることを自覚し改めて日頃の防災対策を進める。 ・障がい者及び老人介護施設の屋根にソーラーパネル（ハロブスカイト）を設置する補助をし、温暖化対策と福祉避難所の電力確保を図る。	長浜市手をつなぐ育成会
10	ともに暮らす	(4)防災と防犯の推進のために ①県内19市町で個別避難計画が一部策定済みとなったが、まだまだ必要とする全てのの人に策定できていない。また、策定された計画の実効性を高めるための取り組みが必要。 ②障害種別に応じた様々な設備や備品等が避難所に適切な整備が進んでいない。	①・計画の策定が進むよう、市町の取り組み支援を強化するとともに、避難所開設訓練等においては、障害者の参加や障害者対応等も組み込み、障害特性を踏まえた避難所運営等ができる取り組みをお願いしたい。 ②各市町において、整備状況に差が生じないよう県として指針を示すとともに、どこの避難所に何がどれだけ整備されているか等の情報を誰もが得られる仕組みづくりをお願いしたい。	滋賀県身体障害者福祉協会
11	ともに暮らす	・診断基準の関係上、仕方がないことかとは思いますが、手帳を含め「精神障害」の枠に発達障害が入っていることで、誤解や偏見を受けてしまったり、正しく理解されないケースがある。	・プランの中でも正しく理解してもらえよう、表記の仕方など工夫していただきたい。 ・障害者手帳に発達障害であることを追記出来ないでしょうか。 ・障害者スポーツ協会の発行されるパンフレットの記載を訂正願う。精神障害とは別に発達障害を対象に追記を。公的な機関で発行する文書にも発達障害を分けて表記をすることを明記して下さい。	滋賀LD等発達障害親の会 トムソーヤ

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
1	ともに育ち・学ぶ	・インクルーシブ教育が進められているが、障害の特性によっては特別支援学校に入学の方がよい場合がある。その方がより障害特性に合った専門的な教育を受けられる。		滋賀県視覚障害者福祉協会
2	ともに育ち・学ぶ	・医療的ケア児者等への支援への充実に向け、医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携強化	・地域でのコーディネーター育成と配置活用を推進していく。	滋賀県手をつなぐ育成会
3	ともに育ち・学ぶ	・特別支援教育コーディネーターや教員の専門性の確保	・特別支援教育コーディネーターや教員の専門性向上のための研修等の実施（例えば福祉サービス事業所での実地研修等）	滋賀県手をつなぐ育成会
4	ともに育ち・学ぶ	・個別指導計画の活用率の向上は、保護者を含め本人にも必要性を理解して頂き共に目標を定めて進めていく。	・活用には保護者の理解が重要であると考えるので、重要性や活用法等を丁寧に説明するようにする。	滋賀県手をつなぐ育成会
5	ともに育ち・学ぶ	・施策の取り組みが将来の母子分離も含めた自立に向けたものでなく就労がゴールとさえ感じ、その先が見えないような印象があります。学齢期の学びの先に母子分離できるような生涯にわたる展開が見通せるようお願いいたします。 ・学校で生じた課題に対し、特別支援教育コーディネーターの連携が見えず、保護者が対応に苦慮している場面が未だ散見されるように認識しています。	・将来を見据えた教育と福祉等との一層の連携を重層的に取り組んでいただきたい。 ・特別支援教育コーディネーターの存在が漏れ抜けなく周知されるとともに、課題が生じた際には実効性ある解決を行えるスキルをバラツキなく高めていくよう、取り組んでいただきたい ・グループホームをはじめとする本人の希望を具体化できるような支援体制を望みます。重層事業となった場合も計画相談が実情を踏まえ対応できるよう、また信頼でき頼りになるところとして安定運営できるようご支援願いたします。 ・発達障害者の早期療育は当事者の学齢期/青年期の成長のために大変重要です。支援者の人材育成に加え、県/圏域で個別療育事業を展開して成功モデルづくりに取り組んでいただきたいと思います。	滋賀県自閉症協会
6	ともに育ち・学ぶ	(P71～78) ・特になし	・書かれている内容はその通りです。あとは如何にしてこれを実行できるかの具体的施策が重要です。	滋賀県ことばを育てる親の会
7	ともに育ち・学ぶ	・学校での個別支援計画書の活用率の集計が始まったことや、県立高校受験時の合理的配慮の実施内容が公開させるなど、学校での支援が進んでいることを嬉しく思う。しかし、そもそも支援計画の役割や重要性、合理的配慮の必要性などを保護者や本人が理解しないままのケースも多いように思う。また、実際には教育と福祉の連携にまだまだ課題を感じることも多く、学校だけでなくチームで連携していけるよう、より理解が進んでいくことを願います。 ・広域通信制高校やそれに付随するサポート校が増え、集団を苦手とする子ども達の進学先として選択肢が広がってはいるが、これらの学校では出口支援が脆弱さが課題となっている。県として何かフォローできる仕組みがあれば、と思います。	・教育と福祉の連携の推進を、具体的に、体制作り、機会増やす。 ・通信高校の出口支援の仕組みをどうするか、教育、雇用、福祉の連携でフォロー体制を望みます。	滋賀LD等発達障害親の会トムソーヤ
1	ともに働く	・社員全員が差別をしない職場であること。	・トップ（社長等）が率先して障害者理解に取り組む。	滋賀県視覚障害者福祉協会
2	ともに働く	・法定雇用率の達成に向けて企業に対し職場開拓を推進していく。	・大阪市の福祉関連会社「絆ホールディングス」が障害者就労支援の加算を不当に受け取った事案がありましたが、県内でもこのような事態を未然に防ぐため指導監督やチェック機能の体制強化を考えて行かなければならない。	滋賀県手をつなぐ育成会
3	ともに働く	・「18才の壁」（学齢期では手厚い福祉サービスがあり保護者の就労も保障されているが、学校卒業後に福祉事業所に通所することにより日中一時のサービス量（時間）が少なく保護者の就労の継続ができなくなる）という現状がある。	・日中一時のサービスの報酬単価が低く、採算ベースに乗らないのであれば、県・市・町が補助・補填を考えて頂きたい。	滋賀県手をつなぐ育成会
4	ともに働く	・障害者雇用ビジネスなど「ともに働く」理念からかけ離れた事業形態が横行している。	・雇用率達成のみに目を向けるのではなく、障害者本人が持っている力を十分に生かせる環境づくり、共生社会実現の理念に沿った雇用、達成感を感じられるような仕事になるような働き方が出来るように、企業とともに取り組んで頂きたい。 ・『企業で障害のある人が「働く」こと』ではなく、『企業で障害のある人が「ともに働く」こと』の理解促進を進めていただきたい。また、公的機関の責務は当然として、率先して障害者雇用に取り組んで頂きたい。 ・知的障害のある人の特性に合うのは、介護や保育の場だけではない。テクノカレッジの取組など他業種の就職に向けて取り組んでいることを記載していただきたい。	滋賀県手をつなぐ育成会
5	ともに働く	（1）企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために ・軽度の障害者は県内行政組織には雇用されますが、中程度の障害者にはまだまだ雇用の機会は少ないです。まして民間企業の雇用となりますと、大企業にはスポンサー契約をしたA型作業所に名前だけを載せ、雇用したような形があるのも事実としてありますが、障害者自身が労働の喜びを実感できる就労体制をお願いしたいです。 ・近年A型作業所では、最低賃金の上昇による採算悪化により撤退する事業所が多く、自由度の高いB型作業所は増えています。B型作業所は雇用契約がないため工賃の低さという課題があります。 ・また、現在透析をしながら、就労されている方がおられますが、医療機関においては、日曜日や夜間の透析受診を増やしていただきたいです。		身体障害者福祉協会

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
58	6	ともに働く	(2)福祉的就労の場における支援の充実のために ・近年国の方では、A型事業所に対する報酬引き下げと共に最低賃金の上昇も重なり、B型作業所が増えている現状ですが、障害者のために努力されている優良福祉作業所には手厚い補助してくださるよう、国に対して要望をお願いします。	身体障害者福祉協会
59	7	ともに働く	・施策の方向性が“障害のある人”にスポットが当たることは有難いと思いますが支援者側の理解がなければ施策が前に進められないと思っています。	滋賀県自閉症協会
60	8	ともに働く	P80-82 1. 重度訪問介護などの障害福祉サービスは、原則として就労中の利用が制限されており、職場で必要な介助を受けられないケースがあります。そのため、重度障害者であっても就労能力があるにもかかわらず、通勤介助、排泄介助や移乗介助、食事介助などを受けられず、就職や就労継続を断念せざるを得ない状況があります。国の「重度障害者等就労支援特別事業」を実施している自治体はありますが、市町村によって実施状況に差があり、滋賀県内でも利用できる地域とできない地域が存在しています。結果として、居住する市町村によって就労機会に格差が生じていることが課題です。	NPO法人滋賀県背髄損傷者協会
61	9	ともに働く	・就労したいが、移動介助が現行の県派遣制度で対応できない。 ・盲ろう者は一人では家を出ることは不可能なため、移動介助が必ず必要。 ・盲ろう者の経済的基盤が保障されていない。	NPO法人しが盲ろう者友の会
62	10	ともに働く	(P80～82、85) ・発達障がい者（グレーゾーン含む）の就労支援について	滋賀県ことばを育てる親の会
63	11	ともに働く	(1)企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために ①法定雇用率の達成企業割合が全国平均を上回っているが、約5割の企業が未達成。また、県市町の29機関のうち、未達成機関が16機関であり、雇用の場の確保が求められる。 ②雇用された企業等に就労の実態がなく、形だけの雇用となっているケースが多数ある。	滋賀県身体障害者福祉協会
64	12	ともに働く	・就労移行支援事業所や障害者雇用枠は増加傾向にありますが、まだまだ企業側の理解を進めていく必要を感じる。また、就労移行支援については、法人の抱え込みが問題になるケースもあると聞くため、一人一人に合った職場選びがなされているのか、事業所による支援内容や就労先の格差がないよう、質の向上を図っていただきたい。	滋賀LD等発達障害親の会 トムソーヤ
65	1	ともに活動する	・スポーツ、文化・芸術、読書バリアフリー、これまでの活動に更に障害のある人が活躍出来るように支援していく必要がある。	滋賀県手をつなぐ育成会
66	2	ともに活動する	・身近な地域の中に日頃から楽しめて気軽に参加できる場所が見当たりません。場所があったとしても家族同行が（移動も含め）前提となっている印象があります。	滋賀県自閉症協会
67	3	ともに活動する	・地域における発達障がい（グレーゾーン含む）の理解促進	滋賀県ことばを育てる親の会
68	4	ともに活動する	・生活の場、働く場、楽しむ場がまだまだ不足。	滋賀LD等発達障害親の会 トムソーヤ
69	1	自由記載	・滋賀県読書バリアフリー計画とも連動したプランになるように。	滋賀県視覚障害者福祉協会
70	2	自由記載	・障害者の高齢化と支援する家族の高齢化が顕著にあらわれてきている。互いに支え合っている生活なので、どちらか一方に生活を送ることに支障が出ると障害当事者も支援をしていた家族も共倒れになってしまう。家族も当事者も安心して地域で暮らせるシステムの構築をお願いしたい。	滋賀県手をつなぐ育成会
71	3	自由記載	・介護保険に移行した障害者の担当になったケアマネージャーにも障害特性などをご理解いただけるような研修の実施をお願いしたい。	滋賀県手をつなぐ育成会
72	4	自由記載	・障害のある人の看取りまでを見据えた高齢期部分を支える施策が見当たりません。 障害者の65歳問題といわれるように65歳以降は原則介護保険サービスということでは安心できません。	滋賀県自閉症協会
73	5	自由記載	・特に、発達障がいは見た目ではわからない、理解しにくい、誤解されやすい（わがまま、横着、親のしつけ）点について、園・学校では理解が進んできているが、社会全体（企業、地域社会）ではまだまだ不十分だと思います。その点の理解推進をお願いします。	滋賀県ことばを育てる親の会

【報告②】 令和8年度当事者団体からの意見聴取結果

	5つの領域	①課題	②取組の改善・新たな取組	団体名
74	6	自由記載		長浜市手をつなぐ育成会
75	1	重点的取組一覧に関する意見		滋賀県手をつなぐ育成会
76	2	重点的取組一覧に関する意見		滋賀県手をつなぐ育成会
77	3	重点的取組一覧に関する意見		滋賀県手をつなぐ育成会
78	4	重点的取組一覧に関する意見		滋賀県手をつなぐ育成会
79	5	重点的取組一覧に関する意見		滋賀県手をつなぐ育成会